

令和6年度第1回指定管理者選定委員会 会議録

開催日時 2024（令和6）年4月25日（木）11時00分～12時30分

出席委員 上井長十委員長、小林正朋副委員長、辻村美樹委員、井関敏彰委員、月井敦子委員

事務局 川口総務部次長、竹内総務課長、芝原行政係長、澤主査、久米

傍聴者 0名

1 開会挨拶

竹内総務課長 挨拶

2 指定管理者制度に係る運用の変更について

（1）事務局から資料1の事項1・2について説明。

質疑応答なし。

（2）事務局から資料1の事項3（1）について説明。

委員：これまでは公募か非公募かは事務局で決めていたが、今後は庁内検討委員会で決定するということか。

事務局：公募か非公募かについては、これまでも施設所管課で決定し、そこで非公募になったものの妥当性を当委員会で審査いただいていた。その流れは同じだが、そこにもう1プロセス追加し、施設所管課だけではなく、市として検討する場を設けた。

委員：当委員会に諮る前に、市で検討する場を設けたということか。

事務局：そうです。庁内検討委員会において非公募が適していると判断された施設について、当委員会でその妥当性を検証していただく。

委員：当委員会で非公募の妥当性を審査する時の審査の形式はどうなるのか。団体は招くのか。

事務局：団体は招かない。条例等を見ていただき、非公募適用が妥当であるかを協議により審査していただく予定。

委員：資料2の改正後第2条第2項第1号は改正前の第5条と同様の内容で、次の第2号が公募に対して誰からも申請がなかった場合ということか。資料3で言うと8・9月に応募がなければ、自動的に非公募となるのか。

事務局：第2号についてはそのとおりです。選定委員会での非公募の妥当性の検証においては第1号に当てはまるかどうかを審査いただきたい。それ以降の各号については、協定を締結しない時など自動的に非公募となる場合となる。

委員：改正後の第2条第2項第1号の「政策目的かつ設置目的」の文言について、政策目的に合わず設置目的に合うというのは具体的にはどういうことか。ま

た、この政策目的は審査の際に明示されるのか。

事務局：まず政策目的があり、その下に政策目的に沿った施設を設置しているイメージをしており、施設の設置目的だけではなく政策目的にも合致しているかを検証していきたい、そのように規定した。また、審査の際には総合計画上のどの政策目的に沿っているかを施設所管課が記載したシートを見ていただく予定。

委員：庁内検討委員会の構成員は。

事務局：委員長は総務部長、副委員長は総務部次長、委員はデジタル自治推進局次長、契約管理課長、資産経営課長、財政課長となる。

委員：総務部長は庁内検討委員会、選定委員会の両方に入るのか。

事務局：総務部長は、市の方針を決める庁内委員会の長となるので、非公募の妥当性を検証する選定委員会には委員として入らない。ほかの市職員についても委員として入らないこととする。

委員：これまでは非公募の妥当性の審査と団体の適格性の審査を同時に行っていたが、独立させ、別々に審査するというイメージとなるのか。

事務局：そうです。同時に審査いただき非公募が妥当ではないと判断された場合に、動きようがなくなるため、非公募が妥当でないと判断された場合にも、公募に向けて事務処理を行う暇を設けるために別々に、非公募については5月に審査することとした。

（３）事務局から資料１の事項３（２）について説明

非公開

（４）事務局から資料１事項３（３）について説明

委員：添付書類の役員名簿と管理組織図をなぜなくしたのか。

事務局：登記簿にも役員の名前は記載されているため、二重に出していただく必要はないと考えた。

委員：法人でないと登記簿がないので、任意団体や住民自治協議会については確認できないのではないか。

事務局：登記簿がない団体については、その他市が指定した書類として役員名簿や管理組織図を出していただくこととする。

委員：標準スケジュールの左部に記載している「運用開始の前々年度」とは、2025年1月に当委員会で非公募の妥当性の審査を行うということか。

事務局：そうです。令和8年4月から運用を開始する施設について、今年の12月の庁内検討委員会で審査する。また、令和7年度は標準スケジュールとなり、「運用開始の前々年度」というのが令和6年度にあたる。

以降非公開

2 その他

事務局から今後の予定について説明。

第2回指定管理者選定委員会は5月29日（水）15時半から開催する。